

森林環境税の免除に関する要綱

制定 令和6年5月13日

(趣旨)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号、以下「法」という。）第11条、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号、以下「政令」という。）第3条から第7条までの規定による森林環境税の免除については、法令に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(免除対象者)

第2条 市長は、次に掲げる者に対しては、森林環境税を免除する。

- (1) 災害（震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害をいう。以下同じ。）により死亡した者
- (2) 災害により障害者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。以下同じ。）となった者
- (3) 災害により自己（市民税の所得割の納税義務者の配偶者その他の親族で 前年の地方税法第313条第1項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が48万円以下であるものを含む。以下同じ。）の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下同じ。）がその住宅又は家財の価額の10分の3以上である者（災害により自己の所有に係る住宅につきこれと同程度の損害を受けたことについて災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に規定する罹災証明書（以下「罹災証明書」という。）により確認することができる者を含む。）で、前年の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が5,000,000円以下であるもの
- (4) 災害により自己の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額がその住宅又は家財の価額の10分の5以上である者（災害により自己の所有に係る住宅につきこれと同程度の損害を受けたことについて罹災証明書により確認することができる者を含む。）で、前年の合計所得金額が5,000,000円を超え7,500,000円以下であるもの
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助（同法第18条第2項の規定により行われる同法第11条第1項第8号に掲げる葬祭扶助を除く。以下「生活扶助等」という。）を受けている者
- (6) 失業又は廃業によりその年の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額に比して著しく減少したことにより、生活が著しく困難となり、森林環境税の納付が困難と認められる者
- (7) 失業又は廃業以外の事由によりその年の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額に比して著しく減少したことにより、生活が著しく困難となり、森林環境税の納付が困難と認められる者（その者の責めに帰すべき事由による場合を除く。次号及び第9号において同じ。）

(8) やむを得ない多額の支出を行ったことにより、生活が著しく困難となり、森林環境税の納付が困難と認められる者

(9) 所有する資産について損害を受けたことにより、生活が著しく困難となり、森林環境税の納付が困難と認められる者

- 2 前項の規定により森林環境税の免除を受けようとする者は、「市民税・県民税・森林環境税減免申請書」(別紙様式1、以下「減免申請書」という。)にその事由を証明する書類を添えて、第6条で定めるものを除くほか、納期限までに市長に申請しなければならない。
(免除する税額)

第3条 前条の規定による森林環境税の免除は、次に定めるところによる。

(1) 納税者が次表の事由に該当する場合は、その事由により森林環境税を免除する。この場合において、免除する税額は、その事由に該当することとなった日(同表中の6の事由に該当し、その支出が複数ある場合においては、最後に支出をした日。以下同じ。)の属する年度(その事由に該当することとなった日の属する年度の1月1日以後にその事由に該当することとなった場合は、当該年度及び翌年度)においてその事由に該当することとなった日以後に納期の末日の到来する税額とする。

事由				根拠条文
1	災害により、死亡した場合			法第11条第1号 政令第5条第1号
2	災害により障害者となった場合			法第11条第1号 政令第5条第2号
3	災害により自己の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額が、その住宅又は家財の価額に占める割合が右の区分に該当することとなった場合	10分の3以上 のとき。	当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が5,000,000円以下であるとき。	法第11条第1号 政令第5条第3号
4	(災害により自己の所有に係る住宅につき右の区分と同程度の損害を受けたことについて罹災証明書により確認することができる場合を含む。)	10分の5以上 のとき。	当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が5,000,000円を超え7,500,000円以下であるとき。	法第11条第1号 政令第5条第4号
5	生活扶助等を受けている場合			法第11条第2号 政令第6条
6	納税者の責めに帰すべき事由	10分	その支出を行った	法第11条第3号

	によらずに、やむを得ない多額の支出を行ったことにより、生活が著しく困難となり、森林環境税の納付が困難と認められる場合に、その支出金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）が、その支出を行った年の前年中の合計所得金額に占める割合が右の区分に該当することとなったとき。ただし、申請日の属する課税年度の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が 3,000,000 円を超えるときを除く。	の 3 以上 のとき。	年の前年中の合計所得金額が 3,000,000 円以下であるとき。	政令第 7 条第 2 号
7	災害以外の事由（納税者の責めに帰すべきものを除く。）により、所有する資産について損害を受け、生活が著しく困難となり、森林環境税の納付が困難と認められる場合に、その損害金額が、納税者の住宅又は家財の価額に占める割合が右の区分に該当することとなったとき	10 分の 3 以上 のとき。	当該災害以外の事由が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が 5,000,000 円以下であるとき。	法第 11 条第 3 号 政令第 7 条第 2 号
		10 分の 5 以上 のとき。	当該災害以外の事由が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が 5,000,000 円を超え 7,500,000 円以下であるとき。	

（２）失業若しくは廃業又は失業若しくは廃業以外の事由（納税者の責めに帰すべきものを除く。）（以下「失業等の事情」という。）により、納税者の失業等の事情が生じた日又は免除の申請日の属する年の 1 月 1 日のいずれか遅い日（以下「減少基準日」という。）の属する年の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額に比して著しく減少したことにより森林環境税の納付が困難と認められる場合に、その減少割合及び減少基準日の属

する年の前年中の合計所得金額が次表の区分に該当するとき（申請日の属する課税年度の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が 3,000,000 円を超えるときを除く。）は、森林環境税を免除する。この場合において、免除する税額は、免除の申請日の属する年度において減少基準日以後に納期の末日の到来する税額とする。

区分				根拠条文
1	失業又は廃業による場合	10 分の 3 以上のとき。	減少基準日の属する年の前年中の合計所得金額が 3,000,000 円以下であるとき。	法第 11 条第 3 号 政令第 7 条第 1 号
2	失業又は廃業以外の事由（納税者の責めに帰すべきものを除く。）による場合			法第 11 条第 3 号 政令第 7 条第 2 号

2 前項第 1 号の表の事由（同表中の 6 を除く。）に該当することとなった日の属する年度の 1 月 1 日以後にその事由に該当することとなった場合における当該年度に免除する税額に係る同号の規定の適用については、同号の表中「前年」とあるのは「前々年」とする。

第 4 条 前条第 1 項各号の 2 以上の規定に該当する場合は、納税者の選択とし、2 以上の規定を適用することはできない。

第 5 条 第 3 条第 1 項各号の規定によって免除した後において事実と相違があったことを発見した場合は、これを取り消すことができる。

（申請期限の特例）

第 6 条 第 2 条第 2 項の規定により定めるものは、次に掲げる場合とする。

- （1）納税者が第 3 条第 1 項第 1 号の表中の 2、3 又は 4 の規定に該当する災害を受けたとき。
- （2）納税者又はその者と生計を一にする親族が負傷又は疾病のため入院したとき。
- （3）納税者又はその者と生計を一にする親族が死亡したとき。
- （4）前各号のいずれかに該当する事実と類する事実があり、減免申請書を納期限までに提出することを困難とするやむをえない理由があると認められるとき。

2 減免申請書の提出期限は、前項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する場合は、当該事実の発生した日から 3 月を経過した日とする。

第 7 条 前条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する場合において、同条第 2 項に規定する提出期限までに免除の申請があったときは、同条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する事実の発生した日に申請があったものとみなし、同日以後に納期の末日の到来する税額について免除する。ただし、これらの号に該当する事実の発生した日後に第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する事由に該当することとなった場合

において、これらの号の規定による申請があったときは、当該事由に該当することとなった日に申請があったものとみなし、同日以後に納期の末日の到来する税額について免除する。

（納税者が給与特別徴収又は年金特別徴収対象者である場合の読替規定）

第8条 第2条第1項に掲げる者が法第7条第1項の規定によりその例によることとされる地方税法第321条の3第1項又は第321条の7の2第1項若しくは第321条の7の8第1項の規定により特別徴収の方法によって森林環境税を徴収される者である場合には、この要綱の規定の適用については、「納期限」又は「納期の末日」とあるのは、「支払を受けるべき地方税法第317条の2第1項に規定する給与又は同項に規定する公的年金等の支払の日」とする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、森林環境税の免除に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、通知の日から施行する。

様式 1

年度市民税・県民税・森林環境税減免申請書			
年 月 日			
(宛先)川崎市長			
申請者 住 所 氏 名			
次の理由のため川崎市市税条例第34条及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条の規定により市民税・県民税・森林環境税の減免を受けたいので申請します。			
納税義務者	住 所		
	氏 名		
	職 業		
減免を申請する税目に「○」をしてください。 ※どちらの税目も申請する場合には、両方に「○」をしてください。		市民税・県民税	森林環境税
通知書番号 第 号		年税額	
申請の理由			

- 注 1 この申請書は、納期限（森林環境税については、給与又は公的年金等から特別徴収されている場合には、その給与又は年金等の支払日）までに提出してください。
- 2 申請の理由欄は、詳細に記載してください。
- 3 申請の理由に係る事実を証明する書類を必ず添えて提出してください。